

2024年4月スタート！ 新しい「建築物の省エネ性能表示制度」が始まります！

山口県建築指導課審査班

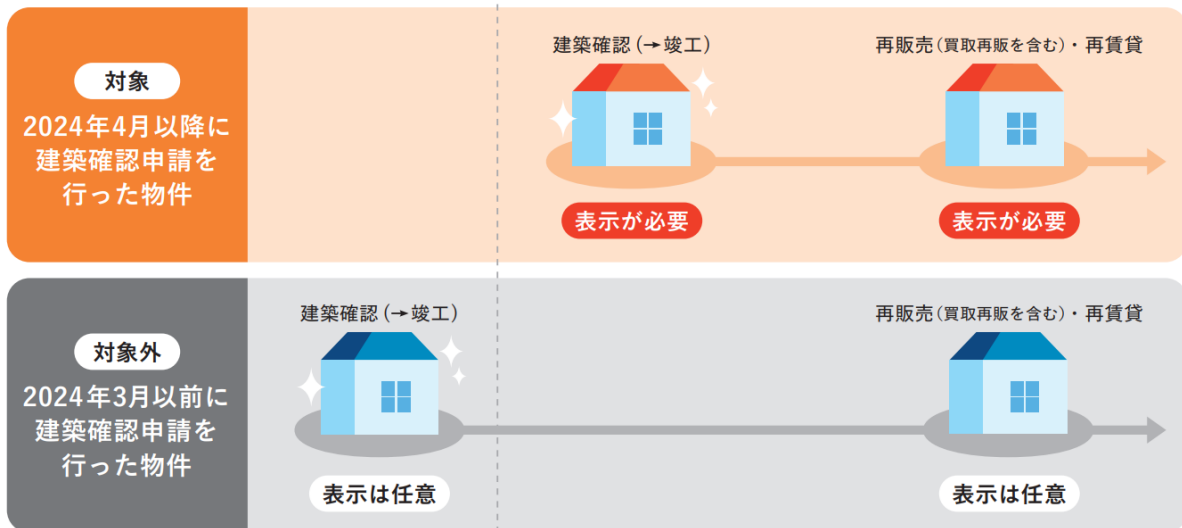
2024年4月から、建築物の販売・賃貸を行う事業者は、新築建築物の販売・賃貸の広告等（※1）において、省エネ性能の表示ラベルを表示するよう努めなければなりません（※2）。

（※1）新聞・雑誌広告、チラシ、パンフレット、インターネット広告などが対象となります。

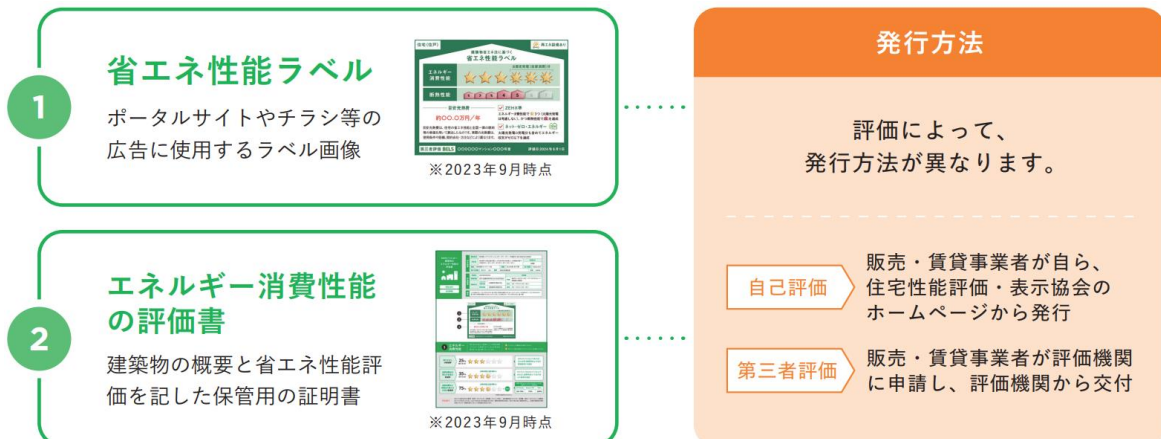
（※2）国土交通大臣は表示方法等を告示で定め、従わなかった場合は勧告等を行うことができます。新築以外の既存建築物についても表示は推奨されますが、表示しない場合の勧告等の対象とはなりません。

「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」とは、販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

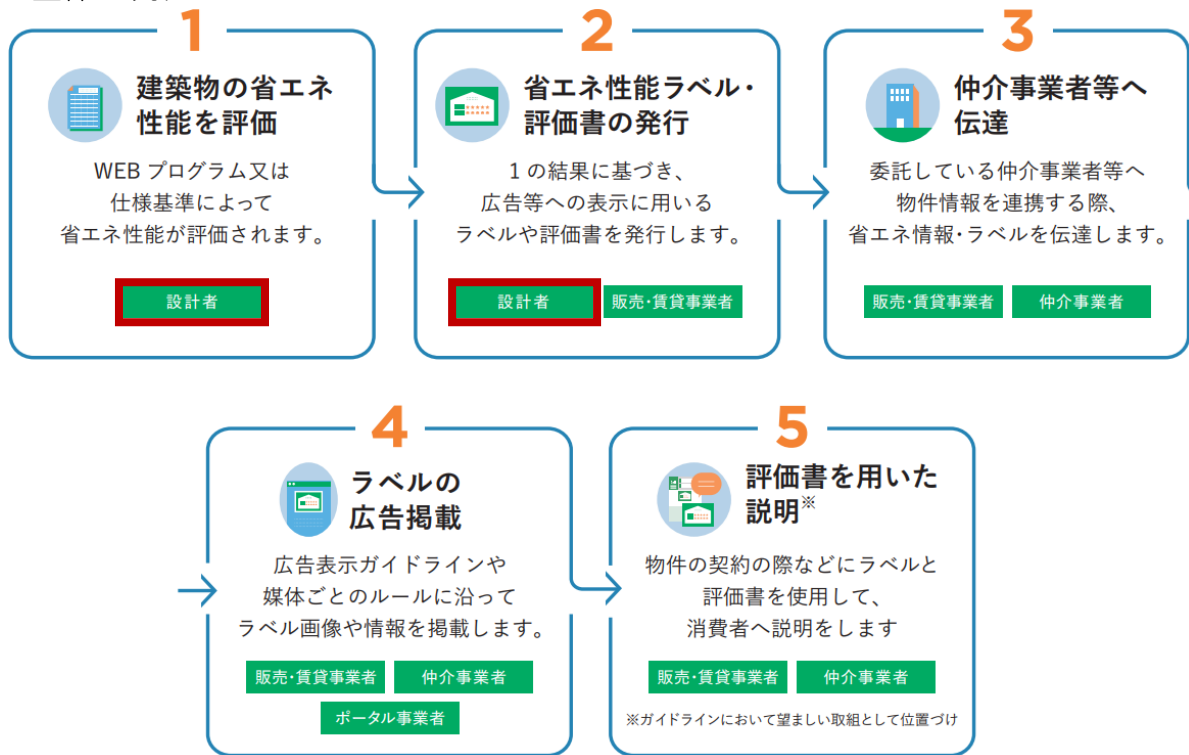
●対象となる建築物



●省エネ性能表示制度の発行物は、ラベルと評価書の全2種類です。



●全体の流れ



●ラベル例（建物種類、評価方法、再エネ設備の有無でラベルが異なります。）



表示すべき事項：一次エネルギー消費量の多段階評価、外皮性能の多段階評価（住宅）、評価年月日

任意の表示事項：再エネ利用設備の設置、第三者評価、目安光熱費（住宅）等

●詳しい内容は、国土交通省の特設サイトをご覧ください。

(<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>)